

「長崎県事業復活支援給付金」の申請を受け付けています

詳細は申請要領をご確認ください

「長崎県事業復活支援給付金」とは？

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「まん延防止等重点措置」が長崎県に適用されたことにより売上が減少した県内事業者に対し、国の事業復活支援金に上乗せして給付する給付金です。

給付対象者

以下を満たす県内事業者【全業種】

- 国の事業復活支援金の給付要件を満たしていること
- 国の事業復活支援金を申請又は受給しており、その給付額を上回る売上減少が生じていること
- 令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと

給付額

1事業者あたり上限20万円（法人・個人とも同額）

申請方法

【提出先】 〒850-8691 長崎中央郵便局私書箱第155号
長崎県事業復活支援給付金申請受付センター 宛

【提出方法】簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出期間】4月18日（月）～7月29日（金）当日消印有効

※申請方法は、郵送による申請のみとなります。

また、給付は口座への振込みとなります。（申請書類に不備がない場合、書類受付日から約1ヵ月での支払いを予定しています。）

申請書類の入手方法

①長崎県ホームページからダウンロード →
（「長崎県 事業復活支援給付金」で検索）



②県産業政策課(県庁5階)、県振興局、各市町役所、商工会議所、商工会等

問い合わせ先

長崎県事業復活支援給付金申請受付センター（コールセンター）

・電話番号 050-8881-6347

・開設期間 4月18日（月）～7月29日（金）

午前9時～午後5時（土日祝日除く）